

平成25年度第3回消費生活審議会

〔開催概要〕

- 1 開催日時 平成26年2月12日(水) 13:30~15:10
- 2 開催場所 あこや会館202会議室
- 3 出席者(敬称略)
委員:小笠原奈菜、コーエンズ久美子、設楽はつみ、峯田典明、向田敏、大友廣和、
佐々木勝敏、棚井裕一、松岡由美子、鈴木正和、高橋壽子、丸森典子、和田敏 以上13名
事務局:危機管理監 加藤祐悦、くらし安心課長 小島雄一 他

〔次第〕

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
(1) 山形県消費者教育推進計画(案)について
- 4 報告
(1) 国及び県の消費者行政について
(2) その他
- 5 その他
- 6 閉会

〔議事録〕

- 3 議事
(1) 山形県消費者教育推進計画(案)について

—事務局説明—

(議長)

確認するが、消費者庁の消費者教育推進会議・小委員会の検討結果を踏まえて実施段階で取り入れていくとのことだが、具体的にはどのような結果になってどのように取り入れたかを、委員の方々にはどのような形で連絡をするのか。

(事務局)

審議会での報告という形になる。

(議長)

前回意見を出された委員の方は、今回修正されているかなど何かあるか。

(委員)

重点はどこなのか。あれもこれも3年間うまく進むのか疑問である。28年度のときはどこまで進んでいるのか見えない。具体的にどこを目指すのか。実績は1件でも10件でも実績となる。目標30件としていての実績1件では、目標にほど遠い。具体的にどこまで進むのか示すことが必要ではないか。

また、消費生活サポーターやコーディネーターが県民にどれだけ認知されているのか疑問である。最近では「消費生活センター」を騙って詐欺を行っている者もいる。消費生活サポーターやコーディネーターが認知されないと、何者なのかと県民に思われてしまう。認知度をどう上げていくのか。

(事務局)

国の小委員会の検討が当初予定より遅れている中、東北・北海道の中でも山形県だけが今年度の計画策定に向け早めに動いているということをご理解いただきたい。26、27年度はできるだけ多くのところに出向き、実績を積んでいきたい。幼児や障がい者については、これまであまり接点がない分野である。今回、障がいの担当課で障がい者計画の策定を進めているが、消費に関する表現を入れてもらうなど、横の連携を深めながらすり合わせしているところである。数値目標があればいいのだけれど、まずは出来るところから進めていかなければならない。実際、社協や老人クラブに出向くなどして出前講座の発掘をお願いしている。数値目標を定めるのはなかなか難しいということをご理解いただき、2年間数字を積み上げていきたい。

また、コーディネーターについては国の小委員会で議論中だが、山形県の消費生活サポーターは60数名おり、市町村にも同様の活動をしている人がいる。コーディネーターとなるとボランティアとしての活動は難しい。今のところ、行政や消費生活相談員が担うことになるかと考えている。その活動については、詐欺などに悪用されないよう、今後とも周知を行っていきたい。

(議長)

消費生活サポーターを示す身分証のようなものはあるのか。

(事務局)

「消費生活サポーター証」はある。顔写真は付いていない。顔写真の必要性について議論が分かれるところなので、もう少し詰めていきたい。

(委員)

コーディネーターについて、消費者教育の推進に関する法律に則って設置しなければいけない職種・立場であると理解していいか。

コーディネーターの仕事とは、消費者教育を直接行うのではなくて、資料2の計画案P14にあるとおり、消費者教育の担い手をつなぐ役割をすると理解してよいのか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

どのような人がコーディネーターになるのかを含めて、まだ国の方針が決まっていない状況なのか。

(事務局)

国の小委員会で議論されているところであり、コーディネーターとして新たな人を置く可能性や、現時点で消費者行政に携わっている人になるという可能性もあり、多様であると考えている。国として仕組みをバラバラではなく統一しようという動きがある。

(委員)

国の決定を待って何かをするために、計画にも記載しておくということか。

(事務局)

そういうことになる。

(委員)

地域における消費者教育をコーディネートしてくれる人だと認識してよいか。

(事務局)

そのとおりである。なお、資料5にあるが、26年度は消費生活コーディネーター育成講習会を実施する予定である。

(委員)

消費生活相談員及び消費生活啓発員、コーディネーター、消費生活サポーターといろいろあるが、その違いを話してほしい。資格が必要な立場もあれば、少し教育を受ければなれるという立場もある。

(事務局)

コーディネーターについては資料2計画案P14に記載しているが、消費生活相談員、消費生活サポーターなどの方々に役割を担ってもらった方がいいのか検討していく必要がある。何かやろうとするときに、地域で活動している方や団体の方、事業者などをつないでくれる役割をする人がいてくれれば、これまでバラバラにやっていた消費者行政が一体化できるのではないかと考えている。具体的に県で雇うのか市町村で雇うのか、ボランティアがいいのかなどはこれから議論していかなければならない。

(委員)

法律上にコーディネーターという言葉がでてくるのであれば、その定義や役割について記載があるのか。

(事務局)

法律上にはコーディネーターという言葉自体はでてこない。職ではなくて役割というイメージ。資格ではない。なお、コーディネーターについては、基本方針の中に記載がある。それによると、幅広い方がコーディネーターになり得る。国の小委員会の検討結果を見ていく必要がある。

(委員)

1月にNACSの東北支部及び消費者庁の課長と意見交換をした際、消費者庁は、コーディネーターは県の職員がやるものであり、消費者団体ができることではないと言っていた。

(事務局)

確かに、いろいろな方と連携しなければならないので、相当荷が重くなるだろう。ある程度の報酬がないとなかなか難しく、県や市町村の行政職員や消費生活相談員が担うべきとの意見もある。

(議長)

コーディネーターが事業者や教育委員会などをつないで消費者教育をやっていくということか。

(事務局)

消費者教育を担う多様な関係者をつなぐ役割である。

(委員)

コーディネーターの育成ということで、誰を育てるのかをずっと考えていた。中心となる人物を置くとした方がいいかと思うが。

(議長)

その中心となる人もある程度育成しないといけないだろう。

(委員)

一部の地域に偏って活動している人ではなく、全体的に見渡せる人でないといけない。

(委員)

国で具体的なものが示されないとできないものはあるだろうが、既存のサポーター制度を利用して今やれていることと、今後具体化するものとの振り分けしないと議論が進まない。

(議長)

おっしゃるとおりだと思う。

(事務局)

国の方針は小委員会で検討中であるため、その結果を踏まえ、県で来年度、養成講座を開催する時点で、どのような人をコーディネーターとするのがよいのか検討したい。

(委員)

計画だからこのように書かなければならないだろうが、実際にはこのように進めるという段取りを作っておかないと議論が進まない。

(事務局)

まずは計画をこのようにさせていただき、事務方として段取りをまとめていきたい。

(議長)

消費生活相談員が出張相談などを行っているのであれば、現実問題としては相談員がコーディネーターとしての役割を担っているとして今後本格的な活動をするのか、もしくは、その他の人材を選ぶのか、ということではないか。

計画としてはこのような表現とならざるを得ないだろうが、現実の進め方は整理してほしい。

(委員)

学校用に作成した冊子を事前に読んだが、なかなか良い内容であり、被害の防止につながるだろう。学校用の教材は家庭科の授業で活用してもらえらるだろうが、高齢者用のDVDをただ配布しただけで大丈夫なのか。サポーターの方に行ける範囲で公民館に出向いてもらって、解説してもらいながらDVDを見てもらった方が有効活用できるのではないか。

(事務局)

実現できるよう、前向きに検討したい。県が公民館に出前講座に行く際にも活用したい。

教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室では市町村教育委員会の生涯学習担当の会議や研修会を年に3～4回行っているため、その会議の中でDVDを配布したことを話してもらおう予定である。

(委員)

中学生・高校生は1年毎に生徒が入れ替わるが、その際の追加配布は考えているか。

(事務局)

今回配布したものは来年度の中学生、高校生の1年生から3年生までの全ての生徒であり、2年後に新た

に入学する中学1年生のフォローについては今後検討したい。

(議長)

「コーディネーターの育成」という表現についてはこのままでよいか。

(委員)

将来的には設置するので「設置」でもいいかと思えたが、「育成」のままでよい。

(委員)

県消費者基本計画の第1章の5に「推進体制及び進行管理」の記載がある。基本計画との整合性をとるため、教育推進計画にも「推進体制及び進行管理」を載せてはどうか。

(事務局)

表現を考えて入れるようにしたい。

(委員)

資料8について、中学校高校に教材を配布して終わりなのか。中学校の先生も道徳の授業で苦しんでいると聞く。そこで、家庭科の先生が使い方についてのモデルの授業をすることによって、配りっぱなしではなくて実際に使ってもらえるようになるのではないかと検討してほしい。

また、消費者教育推進計画は、知事の決裁が済めばHPに掲載されるようになるのか。

(事務局)

授業での活用方法については、教育庁と相談したいが、授業の持ち方は教育庁所管である。

計画案については、今回の意見により修正したものを委員から再度見てもらい、その最終案でよければ決裁、公表という流れになる。

(委員)

計画案P8に記載のネガティブ・オプションは一般的に理解してもらえる言葉なのか疑問である。注釈等で具体的に説明があった方がよい。

(事務局)

そのようにしたい。

(委員)

また、計画案P16の冒頭に「積極的に参画する」との記載があるが、何に参画するのか。

(事務局)

消費生活行動といったものになるが、適切な言葉を追加したい。最終的な案はまた皆さんに見てもらいたい。

(委員)

ネガティブ・オプションとは何か。

(委員)

送りつけ商法のことである。

(委員)

ではそのように書いてもらいたい。

(議長)

モデル授業についてはどうか。

(事務局)

県教育センターで先生方の研修会を行っており、その研修会の中で取り上げてもらえればよいが、検討していただいているところである。教育庁義務教育課にも相談し、可能であれば行っていきたい。

(委員)

教材を送ってもらったことで、先生方はやらなくてはいけないと感じるだろうが、やり方がわからないという場合にモデル授業があれば積極的に取組んでもらえる。

(議長)

検討してほしい。

(事務局)

こちらが用意した研修会に先生を集めるというのはなかなか難しいかもしれないが、どうすれば効果的にできるか、教育委員会のアイデアを聞いていきたい。

(委員)

受け取った側にも戸惑いがあるだろう。先生方も手探りでやることになる。教育委員会と連携して話を進めてほしい。

(事務局)

教師用解説書の使いこなし方ということでよいか。

(委員)

そうなる。

(委員)

今回の教材を授業で活用した実績を把握し、検証することは予定しているか。教材を配っただけで終わるのはもったいない。

(事務局)

もったもである。

(委員)

例えば新庄市の学校で行う出前講座に、付近の先生方にも来てもらうという方法もある。来年度の1年生は3回(3年間)使うのか、1回だけで終わりなのか。2年目以上同じ内容のものを使うとマンネリ化してしまう。充実したものを提供できるようにしてほしい。

(事務局)

学校での消費者教育の主体は、あくまでも先生になる。ただ、学校が県の消費生活啓発員を呼んで講座を行うということであればもちろん出向く。

学習指導要領で小学生（中学年以降）、中学生（全学年）、高校生（今年度の1年生から指導要領改正）に向けて最低でも1時限は消費について授業をしなければならない。今回の教材は使ってもらえるのではないかと考えている。

（委員）

資料8の情報は消費生活サポーターや各団体へ連絡するのか。
各団体でも学校と連携しながら寸劇など行っており、早めに連絡してもらえると来年度の計画に反映できる。

（事務局）

生徒用冊子は残部があるため、サポーターや各団体に周知したい。

（議長）

計画についての今後の進め方は、どうなるのか。

（事務局）

知事決裁を受ける前に、委員の方々に最終案を確認してもらおう。
修正点の確認だが、①第1章の中に「推進体制及び進行管理」について記載する、②P8の「ネガティブ・オプション」を「送りつけ商法」に修正する、③P16冒頭の表現を修正する、以上の3点でよいか。

（議長）

委員の方、以上でよいか。

（各委員）

よい。

（2）報告「国及び県の消費者行政について」

—事務局説明—

（議長） 質問等あるか。

（委員）

消費生活相談員に対する食品表示に対する研修とは、どのような研修か。

（事務局）

栄養、成分、添加物、原産地などの食品表示に関する相談もセンターに寄せられるため、国の研修メニューの中に加えることになる。

（委員）

年末に騒がれた表示の問題とリンクするのか。

（事務局）

年末の件は、食品表示について分かりにくいという問題が根底にある。そういったことを含めて研修を行う。

(委員)

交付金がないと相談体制の維持が難しいとあったが、計画案のP10「県内の消費生活相談体制」にある相談窓口をむしろもっと増やせないのか。市町村によって差が大きい。高齢で遠方に住む人は電話でしか相談できない。居住する市町村役場に相談窓口があるとよい。

また、「地域ネットワークの構築」については、国の方針が決まらない限り、体制作りに動けないということになるのか。

(事務局)

計画案P10の図に丸が付いているのは専門の相談員が配置されている市町村。山形県の全ての市町村に相談窓口はある。ただし、その窓口で専門の知識がない場合は、相談員がいる窓口につないでもらうことになる。契約書を見なくてはいけない場合など、近くの窓口を案内することもある。

また、相談のネットワークは既に機能している。

(委員)

消費生活啓発員とは、消費生活サポーター等とは違うのか。

(事務局)

啓発員は県4箇所の消費生活センターに配置し、それぞれの地域で出前講座を行っている。

(委員)

では相談員とは別ということか。

(事務局)

別である。啓発員は啓発を専門に行っている。

(議長)

消費生活サポーター、コーディネーター、相談員、啓発員の違いをそのうち審議会の中で説明してほしい。他に意見ないか。なければこれで予定していた協議を終了するが。

(委員)

3月8日に国民生活センター理事長を招いて適格消費者団体の学習講演会を行うので、早めに申し込みをしてほしい。

(議長)

それではこれで協議を終了する。

(以上)

議事録署名人

氏名

㊟

氏名

㊟